

グループホーム陽だまり日輪荘

(指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

重要事項説明書

グループホーム陽だまり日輪荘 重要事項説明書

(指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

(令和6年4月1日現在)

重要事項説明書等については、事業所内での書面掲示やホームページにも掲載しています。
ご質問等ございましたら、遠慮なくお問い合わせください。

(事業主体概要)

事業主体名	医療法人 誠井会
法人の種類	医療法人
代表者名	理事長 井料 幸
所在地	〒899-4321 鹿児島県霧島市国分広瀬2丁目28-40 TEL (0995) 46-9300 FAX (0995) 46-9311
他の介護保険関連の事業	井料デイサービスセンター (通所介護事業所) 井料居宅介護支援事業所 (居宅介護支援事業所) 小規模多機能ホーム陽だまり (小規模多機能型居宅介護) グループホーム福寿荘 (認知症対応型共同生活介護)
他の介護保険以外の事業	井料クリニック (脳神経外科・皮膚科・漢方診療) サービス付き高齢者向け住宅 サンライズ吹上

(事業所概要)

事業所名	グループホーム陽だまり日輪荘
事業の目的	認知症高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境での生活を継続できるようにすることを目的とする。
運営方針	理念と運営の基本方針 【理念】「ほっ」としていただける、そんなところを目指します。家庭のような「思いやり」の心を持ち、住み慣れた我が家のような雰囲気の中で、心からゆったりとくつろげるサービスを心がけます。 【運営方針】 利用者中心の福祉サービスを提供します。 福祉・介護の質の向上に常に努力します。 地域の医療・福祉機関との緊密な連携を大切にします。 医療法人誠井会の職員としての自覚を持ち、皆様への接遇を大切にします。
開設年月日	平成23年4月1日
介護保険指定番号	4691200309
所在地	〒899-4321 鹿児島県霧島市国分広瀬2丁目29番37号 TEL (0995) 55-0700 FAX (0995) 45-1155

交通の便	広瀬西山バス停より徒歩5分 大野原バス停より徒歩7分 国分市街地より車で5分
建物の概要	木造平屋建て 敷地面積 960 m ² 延床面積 294 m ²
定員	9名（1ユニット）居室数 9室
防災設備	スプリンクラー（居室・共有スペース）、自動火災報知設備、消火器
居室面積	9 m ² （5.4畳）
居室設備	冷暖房完備、電動ベッド、衣装棚、防災カーテン、ナースコール、照明
共用設備の概要	台所（1）浴室（1）トイレ（3）食堂（1）リビング（1）和室（1）
緊急時の対応	協力医療機関及び関係機関と連携し迅速に対応します。
損害賠償責任保険加入先	サービス提供時間内に発生した事故に対しては、ご家族・市町村介護保険担当課に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。 また、事業所は、本契約に基づくサービスの実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について、当事業所加入の損害保険により、その範囲内において賠償いたします。賠償に相当する可能性がある場合は、利用者又はご家族の方に当該保険の調査等の手続きにご協力頂く場合があります。 （1）保険会社名：東京海上日動火災株式会社 （2）補償内容 ①身体障害賠償 200,000千円（1事故補償限度額） ②財物損壊賠償 200,000千円（1事故補償限度額） ※身体障害賠償と財物損壊賠償の補償額は合算して2億円が限度となります。 ③経済的損害賠償 3,000千円（1事故補償限度額） ④人格権侵害賠償 3,000千円（1事故補償限度額）

（職員体制）

職種	配置数	職務の内容
管理者	1名	管理者は、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
計画作成担当者	1名以上	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成し、介護支援専門員をもって充てる。
介護職員（夜間及び深夜の時間帯以外）	介護従業者のうち、1以上の者は常勤常勤換算3名以上	利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
介護職員（夜間及び深夜の時間帯）	時間帯を通じて1以上	

※介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない職員については、認知症介護に

係る基礎的な研修を受講しています。

(利用料等)

事業所が提供する事業の利用料金は、「別紙1」料金規定をご参照ください。

(サービス内容)

具体的なサービス内容については、個別の「介護サービス計画書」にて定めるものとします。

居室の利用	定められた居室及び各種共有スペースの提供
日常生活支援	居室及び共有部分の清掃・整理・ごみの処理、日常衣類の洗濯、リネン類の交換などの日常生活の支援
食事の提供	1日3食および茶菓子の提供、栄養管理
介護	入浴・排泄・食事・移動・着脱衣・洗面等の介助、その他必要な見守り
健康管理	日常の健康管理

※サービス内容は、個々の利用者の身体状況等によって異なります。

(利用者の条件)

利用者の条件	<ol style="list-style-type: none">1 介護保険の要介護認定で要介護または要支援2、かつ主治医の診断書で認知症と診断されている方2 規定の利用料の支払いが可能な方3 公的な医療保険に加入されている方4 公的な介護保険に加入されている方5 保証人を定められる方6 霧島市内に住所（住民票）を有する方7 当事業所の重要事項説明書等をご承諾いただき円滑に共同生活が営める方8 入居案内から一週間以内に入居が可能な方
利用をお断りする 場合	以下の各項に該当する場合は利用をお断りする場合があります。 (1) 医療機関への入院加療を要するなど、当事業所において適切な介護サービスの提供が困難な方 (2) 暴力をふるう等他の人に害を及ぼすおそれがある方 (3) 感染症等を有し他の利用者に感染させるおそれがある方 (4) その他、当事業所での共同生活になじめないとみなされる方

(保証人の条件義務等)

利用契約に定める 保証人の義務	<ol style="list-style-type: none">1 当事業所の利用契約から生ずる、利用者のすべての債務の連帯保証2 利用契約終了時の利用者の身柄引き取り3 介護サービス計画書への同意4 利用者の治療、入院に関する手配の協力
--------------------	--

(契約の終了)

利用者からの解約	利用者は、当事業所に対して、1ヶ月前までに書面で通知することによりいつでも契約を解約することができます。
----------	--

事業所からの解約	<p>次の事由に該当する場合には、利用者及び保証人に対して理由を示した書面で通知するほか、説明及び協議を行った上で、契約を解約することができます。</p> <p>(1) 利用者が、利用料の支払いを2ヶ月以上遅延し、利用料を支払うよう催告したにもかかわらず、14日以内に支払われないとき</p> <p>(2) 利用者の行動が、利用者自身または他の利用者あるいは当事業所の職員の身体または生命に危害を及ぼすおそれがある場合、他の利用者に対する介護に著しく悪影響を及ぼす場合、または利用者が医療施設への長期的な入院入所を要する状態となるなど、当事業所において利用者に対する適切な介護サービスの提供が困難であると判断されるとき</p> <p>(3) 長期的な医療機関への入院等、当事業所を不在にする期間が連続して1ヶ月を超える場合または症状が重く当事業所への復帰が困難と判断されるとき</p> <p>※病状が軽度であり2週間程度で退院が見込まれる場合は、入居を継続できます。</p> <p>(4) 天災、法令の改変、その他やむを得ない事情により、当事業所を閉鎖するとき</p> <p>(5) 利用者またはその家族などが、故意又は重大な過失により、事業者又は職員若しくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、著しい不信行為を行い、又は下記に定めるハラスメント行為その他の類似行為を行うことなどにより、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</p> <p>(具体例)</p> <p>①身体的暴力 殴る、蹴る、ひっかくなど</p> <p>②精神的暴力 大声を発する、怒鳴る、範囲外のサービスを要求するなど</p> <p>③セクシャルハラスメント 必要もなく手や腕をさわる、胸やお尻をさわるなど</p> <p>また、利用者のハラスメント行為その他の類似行為が、利用者の故意・過失によらない場合でも、その程度が著しく、担当職員の変更、ケア方法の変更、その他通常の介護水準による改善の方法をもってしてもその行為が止まず、サービスの提供を継続することが困難な場合</p>
契約の自動終了	<p>次の事由に該当する場合は、契約は自動的に終了します。</p> <p>(1) 利用者が死亡したとき</p> <p>(2) 利用者が、介護保険の要介護認定において「自立」もしくは「要支援1」と認定されたとき</p> <p>(3) 利用者が医師により、認知症の状態にないと判断されたとき</p>

(苦情の受付)

事業所の相談窓口	利用者及びその家族等からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、匿名でも苦情申し込み可能な「ご意見箱」を事業所内に設置し、サービスに関する要望・苦情に対し、迅速に対応します。 苦情相談窓口担当者：新森 かおり 苦情解決責任者：管理者 新森 かおり 第三者委員：中崎 隆穂（公認会計士）電話 099-226-3151
----------	---

	機関名	所在地	連絡先
行政等の相談窓口	霧島市役所 保健福祉部 長寿介護課 介護認定・給付グループ	霧島市国分中央 3丁目45-1	0995-64-0930 0995-64-0995
	鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護保険係・介護相談室	鹿児島市鴨池新 町7-4	099-213-5122
	鹿児島県 保険福祉部 高齢者生き生き推進課 介護保険室	鹿児島市鴨池新 町10-1	099-286-2674

(協力医療機関)

名称	医療法人 誠井会 井料クリニック
所在地	〒899-4321 鹿児島県霧島市国分広瀬2丁目28-40
電話番号	0995-46-9300

名称	よねさか歯科
所在地	〒899-4321 鹿児島県霧島市国分広瀬1-18-18
電話番号	0995-45-6363

(後方支援機関)

名称	医療法人 松城会 隼人温泉病院
所在地	〒899-5111 鹿児島県霧島市隼人町姫城1-264-2
電話番号	0995-42-2151

名称	医療法人 三幸会 八木クリニック
所在地	〒899-4501 鹿児島県霧島市福山町福山4516
電話番号	0995-56-3000

(協力医療機関との連携体制)

協力医療機関との連携体制	協力医療機関との連携の下で、適切な対応が行われるために次の措置を講じます。 (1) 相談・診察及び24時間連絡の取れる体制 (2) 疾病の悪化や急変時の対応 (3) 新興感染症発生時の対応
--------------	---

(災害時対策)

災害時対策	事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災
-------	-----------------------------------

	害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。 また、訓練の際は、地域住民の協力が得られるよう連携に努めます。
--	--

(業務継続計画の策定)

業務継続計画	<p>感染症や非常災害の発生時に、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講じます。</p> <p>(1) 業務継続計画を策定します。</p> <p>(2) 職員に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練を実施します。</p> <p>(3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更を行います。</p>
--------	---

(緊急時等における対応方法)

緊急時等における対応方法	<p>1 利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族のあらかじめ届けられた連絡先に連絡するとともに、主治医、協力医療機関と連携をとり、適切な対応を図ります。</p> <p>2 事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。</p> <p>3 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。</p>
--------------	--

(身体的拘束等の適正化)

身体的拘束等の適正化	<p>1 事業所では、サービス提供において当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。</p> <p>2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状態並びに緊急やむを得ない理由を記録します。</p> <p>3 事業所は、身体的拘束等の適正化のため次の措置を講じます。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備</p> <p>(3) 職員に対する定期的な研修の実施</p>
------------	--

(虐待防止に関する事項)

虐待防止に関する事項	<p>(1) 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。</p> <p>①虐待防止対策を検討する定期的な委員会の開催及び結果の周知</p> <p>②虐待防止の指針の整備</p> <p>③職員に対する定期的な研修の実施</p> <p>④ 虐待防止に関する措置の担当者の配置 虐待防止に関する担当者：(管理者 新森 かおり)</p> <p>⑤その他虐待防止のために必要な措置</p> <p>(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者</p>
------------	---

	の家族等高齢者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
--	---

(記録の整備)

記録の整備	事業所は、利用者に対するサービス提供に関する記録を整備し、完結した日から5年間保存します。
-------	---

(秘密保持)

秘密保持	サービスを行う上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。ただし、介護保険事業により利用者の介護に関連する事業所間の連絡調整のため開催されるサービス担当者会議等において必要がある場合は、限定的な範囲で利用者及びその家族の個人情報を提供することがありますので、あらかじめご了承ください。なお、この場合も全ての関係者に守秘義務がありますのでご安心ください。
------	--

(個人情報開示対応について)

個人情報開示対応	利用者に関する諸記録の開示を行います。開示は原則として、利用者本人に対して開示しますが、例外として代理人や成年後見人、現実に本人を世話している親族等に行います。
----------	--

(個人情報の保持)

個人情報の保持	<p>1 事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報についてはサービスの提供等業務遂行に必要な場合を除き、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。</p> <p>2 前項の「サービス提供等業務遂行に必要な場合」とは、次のとおりです。</p> <p>(1) 利用者のサービス計画を立案し円滑なサービス提供を行うために開催するサービス担当者会議における情報提供</p> <p>(2) 介護支援専門員等との連絡調整において必要となった場合</p> <p>(3) サービス提供に関して主治医及び保険者の意見を求める必要がある場合。</p> <p>3 前項以外に個人情報をを用いる場合は別に同意書による同意を得た上で提供します。</p> <p>4 情報提供に当たって、個人情報の提供は必要最低限度とし、関係者以外に漏れることのないよう十分注意するとともに個人情報を使用した会議の内容や出席者などについて記録します。</p> <p>5 事業所は、職員が退職後、在籍中に知り得た利用者及びその家族の情報を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。</p> <p>6 事業所は、利用者の個人情報について事業所が定める個人情報保護方</p>
---------	--

	<p>針及び個人情報の利用目的に従い適切に扱われるよう必要な措置を講じます。</p> <p>7 利用者は、個人情報について、事業所が定める個人情報保護方針及び個人情報の利用目的をよく理解し個人情報の利用に同意します。</p> <p>8 写真掲載について（いずれかにチェックをお願いします）</p> <p><input type="checkbox"/>事業所での生活・イベント等の際に撮影した写真を SNS、広報誌、ホームページ、パンフレット等に掲載することを許可します。</p> <p><input type="checkbox"/>事業所での生活・イベント等の際に撮影した写真を SNS、広報誌、ホームページ、パンフレット等に掲載することを許可しません。</p>
--	---

(運営推進会議)

運営推進会議	<p>利用者及びその家族、霧島市、地域包括支援センター職員、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を設置して、概ね2ヶ月に1回以上活動状況などを報告し、運営推進会議の評価を受け、要望・助言等を聞く機会を設けています。</p>
--------	--

(地域交流と連携)

地域交流と連携	<p>事業所は、所属する自治会の各種行事や活動に積極的に参加し、地域住民との交流に努めるとともに、非常災害時は避難、救援活動に協力します。</p>
---------	---

(衛生管理等について)

衛生管理等	<p>1 職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。</p> <p>2 事業所内で感染症が発生の予防及びまん延を防ぐため、次の対策を講じます。</p> <p>(1) 感染症対策を検討する定期的な委員会の開催及び結果の周知</p> <p>(2) 感染症対策の指針の整備</p> <p>(3) 職員に対する定期的な研修及び訓練の実施</p>
-------	--

(利用の際に留意していただく事項)

来訪・面会	<p>来訪者が宿泊される場合は必ず職員にお申し出の上、許可を得てください。面会時間の制限はありませんが、早朝または消灯以降はご遠慮下さい。</p>
外出・外泊	<p>外出・外泊の際は、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て下さい。</p>
居室・設備・器具の利用	<p>事業所内の居室や設備、器具等は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償して頂くことがございます。また失禁等により著しい畳やフローリングの破損、クロス汚れが生じた場合、取り替えて頂きます。</p>
金銭・貴重品の管理	<p>入居者が携帯される所持金は、盗難防止上、必要最低限とさせていただきます。紛失等の事故があった場合、責任は負いかねますので貴重品、現金の管理はご家族でお願いします。</p>
宗教活動・政治活動	<p>事業所で他の利用者、職員等に対する宗教活動、政治活動はご遠慮下さい。</p>

